

保育施策の充実に関する意見書

先般、児童福祉法が改正され、98年度から施行されることとなった。この改正は、多様な保育需要に即応した質の高い保育サービスの提供など、子育て環境の整備を図ることを趣旨として行われるものであり、公的責任を明確にして施策を充実することが必要である。

政府におかれては、財政構造改革の中にあっても、少子化対策の重要な取り組みの一つとして、保育施策の充実に必要な財政は、利用者の保育料負担の増大ではなく、公費投入割合の拡大により措置すべきである。

保育料等保護者負担基準の設定にあたっては、低所得者層はもとより、相対的に収入の少ない若い人たちの利用を妨げないよう配慮すべきであり、その観点からは、乳児保育料の別立て設定は行うべきではない。

緊急の課題となっている延長保育については、公的責任を明確にし、各保育所の自主的な取り組みを促進するものとし、公費負担においてこれまでより後退することのないよう十分な予算措置を行うべきである。

保育所職員配置基準を改善し、適切な人員配置を行うものとし、そのための予算措置にあたっては利用者の負担増に傾斜することのないようにすべきである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

1998年3月26日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
内閣総理大臣 厚生大臣 大蔵大臣 自治大臣